

●香川県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年5月31日	山本薬局	仲多度郡多度津町仲ノ町6番3号
平成21年7月30日	株式会社 神原薬局	仲多度郡多度津町本通1丁目4番39号
平成22年1月20日	大月耳鼻咽喉科医院	坂出市富士見町1丁目10-22
平成22年1月31日	佐藤外科医院	仲多度郡多度津町北鴨3丁目3番46号
平成22年1月31日	加藤耳鼻咽喉科医院	観音寺市観音寺町甲1019-7
平成22年2月10日	平尾小児科医院	仲多度郡琴平町242-2